国名	マレーシア
公的年金の体系	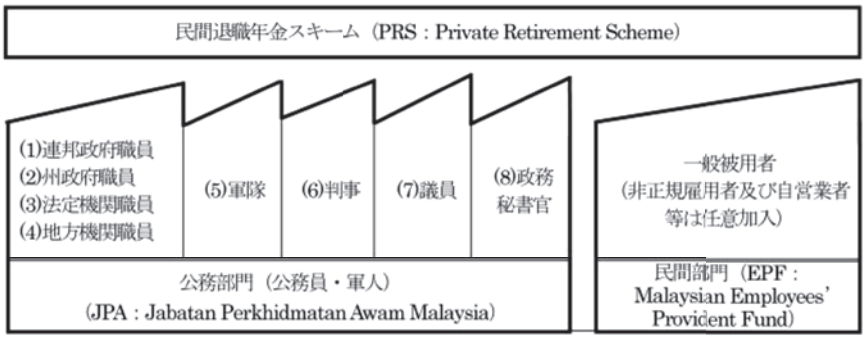
被保険者 （◎強制） （△任意）	公務部門（JPA）の正社員◎ （1992年以降の採用者はJPAかEPFへの加入を選択できる。技術者や医師など将来民間部門へ移る可能性がある人など，公務部門の１％がEPFを選択している） 民間部門の正社員（EPF）◎，非正規社員および自営業者等は△
保険料率 （拠出率）	公務部門（JPA）　連邦政府と州政府は職員給与の５％，その他の公務部門機関は職員給与の17.5％を全額公費負担しており加入者の負担はなし 民間部門（EPF）（60歳まで）事業主13％，被用者11％（2013年８月より） （ただし，従業員の月収が5,000リンギを超える場合の事業主負担は12％） （60～75歳まで）事業主6.5％，被用者5.5％ （ただし，従業員の月収が5,000リンギを超える場合の事業主負担は6.0％）
支給開始年齢	公務部門（JPA）原則60歳（40歳以上で勤続10年以上の任意退職でも支給） （2012年１月より定年年齢の引き上げに併せて支給開始年齢も60歳に引き上げられた） 民間部門（EPF）勘定Ⅰは55歳，勘定Ⅱは50歳（民間企業の退職年齢を60歳とする「最少退職年齢法」が2013年７月１日より施行されたが，勘定Ⅰは55歳で引き出し可能，勘定Ⅱは50歳で引き出し可能で変更なし）
給付の構造	公務部門（JPA）　年金　1/600×在職月数（上限360カ月）×最終給与 退職金　0.075×在職月数（上限なし）×最終給与 民間部門（EPF）　積立金の元利合計（一括または毎月払い有期年金）
所得再分配	公務部門（JPA）　あり 民間部門（EPF）　なし
国庫負担	公務部門（JPA）　あり（全額） 民間部門（EPF）　なし
年金制度における最低保障	公務部門（JPA）　あり（勤続25年以上で最低保障月額720リンギ） 民間部門（EPF）　なし
無年金者への措置	高齢者手当を支給（60歳以上で所得がない人への現金給付）（月額300リンギ）
公的年金と私的年金	企業年金は大企業や外資系企業を中心に存在するがごく少数 老後資金の貯蓄を目的に確定拠出型の個人退職勘定制度「民間退職年金スキーム（PRS：PrivateRetirementScheme）」が2012年12月開始（年間3,000リンギまで所得控除）
国民に対する個人年金情報の提供	公務部門（JPA）　なし 民間部門（EPF）　Webサイト上で自分の積立状況等を照会できる機能あり

（菅谷和宏・三菱UFJ信託銀行株式会社年金コンサルティング部上席研究員）

マレーシアの年金制度

菅谷和宏（三菱UFJ信託銀行株式会社
年金コンサルティング部　上席研究員）

1．制度の特色

マレーシアの社会保障制度は大きく公務部門と民間部門に分かれており，公務部門では老齢保障（老齢年金及び退職一時金）から遺族年金，障害年金，医療保障，労働災害保障まで充実した保障を「公務員社会保障局」（以下，JPA：Jabatan Perkhidmatan Awam Malaysia）（マレー語標記KWAP）が担う。一方，民間部門は，老齢保障は「従業員積立基金」（以下,EPF：Malaysian Employees' Provident Fund）（マレー語標記KWSP）が担い，遺族年金，障害年金，医療保障，労働災害保障は，「労働者社会保障機構」（以下，SOCSO：Social Security Organization）（マレー語標記PERKESO）が担う。以下は，2012年６月の現地JPA，EPF，SOCSO，マレーシア証券委員会（The Securities Commission Malaysia）への訪問調査を基に，最新の動向を踏まえて記したものである。（１リンギ＝24.6円で換算，2020.5.1）

2．沿革

公務部門における老齢保障は，1875年の連邦立法会議での創設を発端とし，1951年の政府年金法により創設された。JPAは，1980年の年金法（Pension Act 1980）を基本法とし，職域毎にそれぞれ年金法が制定され，職域毎に分かれた制度体系となっている。

民間部門における老齢保障は，イギリス植民地時代に発達したゴム園や錫（すず）鉱山の労働者のための簡素な貯蓄として開始された。1947年にゴム園労働者による賃上げ要求と社会福祉制度の充実のため，ストライキやデモが頻繁に起こるようになった。また，マラヤでは1948年２月に発効した連邦協定がマレー系住民に有利であるとして，非マレー系の中国系住民などが反発し，マラヤ共産党の武力蜂起が起こったことから，政府は国民に安心を与える政策として，1951年のマラヤ連邦立法会議において「従業員積立基金法」（EPF法：Employees Provident Fund Ordinance）を成立させ，1952年に民間労働者のための老齢保障を担うEPFを創設した。1991年には現在の「従業員積立基金法」（The Employees Provident Fund Act 1991, Act 452）が整備され，民間部門の労働者は強制加入とされた。その後，2010年には自営業者，家事使用人，非正規労働者，外国人労働者について任意で加入が可能となった。

民間部門の老齢保障以外については，1952年に「労働災害補償法」（Workmen's Compensation Act 1952）が制定されたが，十分な効果が発揮できなかったため，1969年に「労働者社会保障法」（The Employees'Social Security Act 1969）が制定され，民間部門の労働者のための遺族年金から障害年金，医療保障，労働災害保障を担う制度として「労働者社会保障機構」（SOCSO）が1971年に設立された。

3．制度体系の概要

JPAは，退職時に，退職一時金と併せて老齢年金が終身で支払われる。加入対象は，①連邦政府職員，②14州（含むクアラルンプール連邦直轄地）の政府職員，③法定機関職員，④地方機関職員，⑤軍隊，⑥裁判所判事，⑦議員（連邦下院，上院，州議員），⑧政務秘書官で，①～④で約120万人（2012年）である。①～⑧の職域毎に制度が分立しており，①～④の間での転職はポータビリティが確保され，勤続年数が通算されるが，①～④とそれ以外の⑤～⑧の間での転職については，勤続期間の通算は行われず，それぞれの制度から給付が行われる。

また，1991年及び1992年の法改正により，これ以後に採用された公務員等はJPAかEPFのどちらかの加入を自ら選択できるようになった。JPAは本人負担もなく，EPFよりも保障内容が手厚いため，ほとんどはJPAの加入を選択するが，民間企業に移った場合にJPAからEPFへのポータビリティがないため，技術者や医師など，将来，民間企業に移る可能性が高い職業の人など，公務員等の約１％がEPFの加入を選択している。

EPFは，拠出建ての積立基金で，拠出された積立金に運用益を加算した金額が一括または毎月均等払いで支払われる（55歳または50歳での引き出しが可能）。民間従業員には退職金がなく，EPFが老後所得保障機能を担っている。加入対象は，民間企業で

働く従業員及び公務部門で働くJPAに加入できない非正規労働者やパート労働者で，企業規模や労働時間に関係なく強制加入となる。自営業者や家事使用人，外国人労働者等は任意で加入することができる。なお，EPFは途中で転職した場合でもEPF番号が転職先に引き継がれ，積立資産が引き継がれる。EPFの加入者数（Active member）は，2017年の711万人から2018年は736万人に増加，事業主数は49.5万社から50.7万社に増加した（図表１）。マレーシアの全労働人口1,495万人（2017年）のうち，公務部門労働者を除いた民間労働者のEPFへの加入割合は53.5％程度と想定される。なお，EPFの任意加入者である自営業者等は約190万人で，そのうち自営業者と家事使用人が約2.4万人，外国人労働者は約24万人である（2012年）。

＜EPFの積立金（個人貯蓄口座）の管理方法＞（図表２）

EPFの個人貯蓄口座は，従来は「勘定Ⅰ～Ⅳ」の４つに分かれていたが，「勘定Ⅲ」は，2007年１月に廃止され，「勘定Ⅱ」に統合された。「勘定Ⅳ」も2007年に廃止され，現在は「勘定Ⅰ」と「勘定Ⅱ」の２つの個人貯蓄口座で管理されている。

【勘定Ⅰ】60歳以降の老齢保障を目的とし，拠出金の70％が積み立てられる。55歳まで引き出しができず，55歳または退職時に積立金と運用益の合計額を①一時払い，②毎月均等払い，③両方の組み合わせから選択して受け取る。

【勘定Ⅱ】1980年の法改正で創設され，住宅の購入や子どもの教育費，医療費を目的として拠出金の30％が積み立てられる。これらの使用目的内であればいつでも引き出すことができ，50歳になれば目的外での引き出しも可能である。

【勘定Ⅲ】1994年の法改正で創設され，重篤な疾病の治療費（家族にも適用）を目的として拠出金の10％が積み立てられていたが，2007年に廃止されて「勘定Ⅱ」へ統合された。

【勘定Ⅳ】2001年の法改正で創設され，加入者が55歳になるまで「勘定Ⅰ」の積立金の最大50％までを任意で「勘定Ⅳ」に振り替えることができ，55歳以上で24,000リンギ以上の積立金があれば，55～75歳まで毎月100リンギの最低年金が支給される。55歳到達時に一時金で受け取る人が多く，短期間で消費してしまう傾向があることから導入されたが，実際には「勘定Ⅳ」を使用する人がごく少数であったため2007年に廃止された。

SOCSOは，障害年金，遺族年金，医療保障，労働災害保障の４つの機能を持つ。労働災害保障は，労働災害を負った場合の給与保障や医療費の支給が含まれる。加入対象者は，マレーシア国籍及びマレーシア永住権を持つ民間企業の労働者で，年齢や労働時間に関係なく非正規労働者も対象となる。なお，自営業者や家事労働者，外国人労働者は加入対象外であったが，2019年１月から外国人労働者について

（図表１）EPFの事業主数・加入者数の推移（2013～2018年）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
事業主数（Active employers）	517,062	530,166	536,489	540,833	494,945	507,080	（社）
加入者数（Active Employees）	6,530,838	6,659,036	6,794,604	6,882,983	7,110,517	7,360,248	（人）

（出所）KWSP（EPF）「ANNUAL REPORT」（2013～2018）より筆者作成

（図表２）EPFの積立金口座の管理方法

種類	目的・使用用途	備考
勘定Ⅰ	60歳以降の老齢保障を目的として拠出金の70％を積み立て	55歳以降受給可
勘定Ⅱ	住宅購入，教育費，医療費を目的として拠出金の30％を積み立て	目的内の支払いであればいつでも可
勘定Ⅲ	重篤な疾病の治療費を目的として拠出金の10％を積み立て	（2007年に廃止，勘定Ⅱへ統合）
勘定Ⅳ	55歳まで「勘定Ⅰ」の積立金の最大50％までを任意で「勘定 Ⅳ」に振替，24,000リンギ以上になれば，55～75歳まで毎月100リンギの最低年金が支給される	（2007年に廃止）

（出所）筆者作成

加入義務の対象となった。労働者のうち強制加入者は賃金が月額3,000リンギ（約73,800円）未満の者で，月額3,000リンギ以上の労働者には加入義務はないが，事業主の了承を得て任意で加入することができる。なお，月額3,000リンギ未満であった者が，昇給等により3,000リンギ以上になった場合は，そのまま加入し続ける必要がある。事業主数は2016年の42.7万社から43.3万社（2017年）に増加，加入者（Active member）は，2016年の660万人から680万人（2017年）に増加した（図表３）。マレーシアの全労働人口1,495万人（2017年）のうち，公務部門労働者を除いた民間労働者のSOCSOへの加入割合は49.5％程度と想定され，労働者の約半数は未加入である。

４．給付算定方式と支給開始年齢

JPAの支給開始年齢は従来55歳であったが，法令により段階的引き上げが行われ，2012年１月１日から公務員の退職年齢が58歳から60歳に引き上げられたことに合わせて60歳となっている。

老齢年金の受給要件は，６～24カ月の試用期間終了後，３年経過後に①60歳に達した場合（2012年１月１日以前は58歳到達時），②健康上の事由による退任，③部署や事務所の廃止による退任，④組織の統廃合による退任，⑤公共の利益のための強制退職，⑥外国籍を取得した場合，⑦就業時の虚偽申告による解雇，のいずれか事由で退任し，60歳（2012年１月１日以降）に達した場合である。勤続10年以上で40歳以上であれば，本人の意志による任意退職時でも老齢年金が支給される。

本人が業務上で障害を負った場合は，労働災害の程度に応じて障害年金が支給される。本人が就業中または年金受給中に死亡した場合は遺族に遺族年金が支払われ，配偶者または未婚の子どもが21歳になるまで（21歳以上でも高等教育を受けている間は卒業するまで）支払われる。本人が就業中に死亡した場合の退職一時金は配偶者または子どもに，本人が独身の場合は両親に支払われる。

医療保障は，就業中及び退職後も，本人と配偶者及び子どもについて，政府医療機関での医療費が無料となり，入院した際には補助金が支給される。本人が死亡しても配偶者及び子どもが18歳になるまでは医療保障が受けられる。

退職一時金の算定方法は「7.5％×在職月数（上限なし）×最終給与」で，退職時に有給休暇が残った場合は150日を限度として，有給休暇１日あたり「１/30×月額報酬（賃金＋諸手当）」が加算される。

年金の算定方法は「１/600×在職月数（上限360カ月）×最終給与」で，年金額の計算時には財政上の理由から勤続年数については2009年１月１日より360カ月が上限とされ，年金額は最終給与の５分の３以下となるように上限が設けられている。年金額は25年以上勤務した場合には最低保障額として月額720リンギ（約20,300円）を支給。また，年金額は1980年に賃金の上昇に応じて毎年の年金額を改定する仕組みが導入されたが（過去10年間の平均賃金上昇率は2.6％），年金額改定の煩わしさから，将来の経済成長率を見込んで，2013年以降は年金額を毎年一定率（２％）増額する仕組みに変更された。

一方，EPFでは，民間企業の定年年齢は従来規定がなく，大部分の企業で55歳定年制を採用していたため，EPFからの引き出し年齢も55歳と規定されていた。公務員の定年年齢の60歳への引き上げに伴い，民間企業の定年を60歳に義務付ける「最少退職年齢法案」（Minimum Retirement Age Act 2012）が2012年６月28日に下院議会および同７月17日に上院議会で承認され，同８月に公布，2013年７月１日に施行された（同法施行前に55歳以上で退職しその後再就職する者を除く）が，EPFからの引き出し可能年齢は，従来どおり「勘定Ⅰ」は55歳，「勘定Ⅱ」は50歳である。

なお，加入者が死亡した場合及び障害により働くことができなくなった場合は，積立資産にプラスして，死亡時に2,500リンギ，障害時に5,000リンギの

（図表３）SOCSOの事業主数・加入者数の推移（2010～2017年）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
事業主数（Active employers）	347,871	368,472	383,575	393,451	402,039	416,677	427,690	433,723	（社）
加入者数（Active Employees）	5,250,000	5,760,000	5,880,000	6,089,054	6,198,657	6,349,984	6,597,948	6,803,948	（人）

（出所）PERKESO（SOCSO）「Annual Report 2016，2017」より筆者作成

付加給付金が遺族または本人に支払われる。

SOCSOの受給要件は，55歳までに疾病となり，政府の医療機関による証明書を受け，さらに保険料の納付要件が満たされていることが必要となる。民間の医師に証明書を受けた場合は，不正申請防止のために政府担当医師の確認書が必要である。保険料の納付状況により，「本来給付」と「減額給付」の２種類の給付がある。

本来給付は，直近の40カ月の間に24カ月間以上の保険料納付済期間があること及びSOCSOに加入してからSOCSOが障害年金の申請を受理した月まで少なくとも３分の２以上の保険料納付済期間があることが必要。本来給付の支給額は，保険料納付済期間に応じて平均賃金の50～65％相当額が支払われる。保険料納付済期間が24カ月を超える同期間に対しては，12カ月につき平均賃金の１％を加算した金額が加算される（平均賃金は直近24カ月の標準賃金を対象とする）。減額給付は，加入してから障害年金の申請が受理された月まで，３分の１以上の保険料納付済期間があること及び最低24カ月間の同期間が必要。減額給付の支給額は，平均賃金の50％相当額または最低月額250リンギが支払われる。障害給付金及び遺族給付金は非課税扱いとなる。障害年金の受給者数は2014年の49,959人，給付総額４億9,682万リンギから，2016年には受給者58,436人（17％増加），給付総額６億1,148万リンギ（23％増加）となり，遺族年金の受給者数は2014年の216,001人，給付総額８億3,470万リンギから，2016年には受給者249,018人（15％増加），給付総額10億5,234万リンギ（26％増加）となっている。今後も人口増加による，障害給付及び遺族給付の増加が見込まれ，財政への負担はさらに重くなっていくと考えられている。

５．負担，財源

JPAの財源は，政府及び地方機関が保険料を全額負担し，本人負担はない。連邦政府及び州政府は職員給与の５％，地方政府及びその他の法定機関は職員給与の17.5％を「連邦統合基金（Federal Consolidated Fund）」に拠出する。

EPFの財源は，事業主と従業員の保険料により賄われており国庫負担はない。保険料は60歳未満（「最少退職年齢法」の2013年７月１日施行に伴い2013年８月以降は60歳未満に変更）と60歳から75歳までの２段階の拠出率が設定されている。拠出率は1951年の制度発足当初は労使共に各々５％で開始されたが，1954年の法改正で，労使いずれかの意向により，この率に上乗せした拠出が認められるようになった。1977年からは，事業主は従業員よりも高い拠出率としなければならない規定が加えられ，拠出率の下限も事業主７％，従業員６％に引き上げられた。2004年６月には事業主12％，従業員11％に引き上げられ，さらに2012年１月からは事業主13％（但し，従業員の月収が5,000リンギを超える場合は12％），従業員11％に引き上げられた。定年年齢以降の60歳～75歳までの拠出率は，事業主6.5％（但し，従業員の月収が5,000リンギを超える場合は６％），従業員5.5％である（図表４）。従業員の拠出分は，定められた金額以上の拠出も可能で，一般の生命保険の保険料と合わせて年間6,000リンギまで所得控除の対象となる。事業主の拠出分は税控除の対象給与総額の19％までの損金算入が認められる。自営業者等の任意加入者は，最低で50リンギ，最大で5,000リンギ（約133,500円）の範囲内で自由に拠出額を決めることができ，毎月拠出する必要はなく，いつでも好きな時に拠出が可能である。また，自営業者等への政府

（図表４）EPFの保険料率（2013年８月１日以降）

区分		年齢	月額給与	事業主・政府	従業員・本人	合計
被用者	強制加入	60歳未満	5,000リンギ以下	13.0%	11.0%	24.0%
			5,000リンギ超	12.0%	11.0%	23.0%
		60～75歳	5,000リンギ以下	6.5%	5.5%	12.0%
			5,000リンギ超	6.0%	5.5%	11.5%
外国人労働者	任意加入			５リンギ	11.00%	11.00%
自営業者				政府が本人拠出額の10％を補助（最大120リンギ）	50～5,000リンギ以内の任意金額	－

（出所）厚生労働省「2018年海外情勢報告　第2節マレーシア（Malaysia）」より筆者作成

補助として，本人が拠出した金額の10％相当額（最大で年間120リンギ）を政府が補助する措置が取られている。外国人労働者は任意加入であるが，本人が月給の11％，事業主が月額５リンギを拠出することができる。

SOCSOの財源は，事業主と従業員の保険料で賄われており，労働災害保険は給与の1.25％を事業主が全額拠出し，障害年金及び遺族年金については給与の1.0％を事業主と従業員が折半し，0.5％ずつ拠出する。また，2017年６月に「自営業者社会保障法（Self-Employment Social Security Act 2017（Act 789））」が施行され，農業従事者や自己雇用のタクシー運転手・ウーバー運転手などが，４つのオプションから自ら任意で選択して，SOCSOに加入することが可能となった（図表５）。

６．財政方式，積立金の管理運用

JPAは，全額国庫負担の賦課方式（pay-as-you-go）が採用され，拠出された資金は「連邦統合基金（Federal Consolidated Fund）」として政府予算全体の中で，他の予算と一緒に財務省により管理がなされている。

EPFは，積立方式による拠出建て制度で，積立金の運用益は非課税で，積立金の運用利回りには，2.5％の最低保障利率が付与されている。総資産額は，2017年の8,134億リンギから，2018年は8,365億リンギ（約20.6兆円）に増加し（図表６），これはマレーシアの名目GDP１兆3,534億リンギ（約33.3兆円）（2017年）の62％に相当する。資産規模について，アジアでは日本のGPIF（170兆円，2019年12月末），韓国の国民年金基金（634兆ウォン（51兆円），2018年５月末）に次いで，３番目に大きな年金ファンドである。

EPFにおける投資の基本方針は，積立金の保護を第一とした低リスク運用が行われている。積立金の投資対象は，1991年のEPF法第26条（EPF Act1991, Section26）により規定され，従来は政府関連証券（MGS）に70％以上を投資することが義務付けられていた。マレーシア政府は，1970年代から公的機関による土地開発政策を進め，国債の発行により財源を調達し，国債の引き受け手としてEPFが財源を提供していた。しかし，1990年代に公的機関の民営化が進められ，政府関連証券（MGS）の発行額が減少，一方ではEPFの資産規模が増大を続けたことから需給関係がアンマッチとなり，政府関連証券（MGS）への投資割合が50％以上に引き下げられ，さらに1997年には同条項の適用が免除された。これによりEPFの資産は，貸付（ローン），株式，金融市場などへ投資対象の拡大が行われるようになった。また，ボラティリティリスクと為替リスクへの対応から，海外債券，海外株式，海外不動産，プライベートエクイティ等への分散投資の拡大政策が進められ，2011年には通貨変動への対応として海外資産投資におけるガイドラインを策定し，為替ヘッジ政策

（図表５）SOCSOの保険料率

区分	月額給与	雇用主	従業員
被用者	労働災害保険	1.25%	－
	障害年金・遺族年金	0.5%	0.5%
自己雇用者（タクシードライバー等）	オプションⅠ（収入1,050リンギ）	－	1.25%（月額保険料）13.1リンギ
	オプションⅡ（収入1,050リンギ）	－	1.25%（月額保険料）19.4リンギ
	オプションⅢ（収入1,050リンギ）	－	1.25%（月額保険料）36.9リンギ
	オプションⅣ（収入1,050リンギ）	－	1.25%（月額保険料）49.4リンギ

（出所）PERKESO（SOCSO）（2017）「Annual Report 2017」より筆者作成

（図表６）EPF・SOCSOの総資産額の推移（2012～2018年）

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
経済成長率（％）		5.60%	4.70%	6.10%	4.90%	4.20%	5.90%	4.70%	
総資産額(億リンギ)（Total Asset）	EPF	5,676	5,978	6,467	6,961	7,423	8,134	8,365	(億リンギ)
	SOCSO	200	210	248	256	265	281	－	(億リンギ)

（出所）KWSP（EPF）「ANNUAL REPORT」（2013～2018），PERKESO（SOCSO）「Annual Report 2017」
外務省「マレーシア基礎データ」より筆者作成

が導入された。海外資産への投資割合は23％まで認められており，2015年には日本の不動産への投資も開始された。基本方針による政策アセットミックスは，政府関連証券（MGS）及び債券･貸付（ローン）51％，株式36％，金融市場３％，不動産10％と規定。2018年度の実際の投資割合は，政府関連証券（MGS）24.8％，債券・貸付（ローン）23.8％，株式42.3％，金融市場5.1％，不動産４％である（図表７）。投資リターンはマレーシアの堅調な経済成長を反映し，近年６～７％台で推移しており，2018年は6.57％であった

SOCSOの資産額は，2016年の265億リンギから281億リンギ（約6,912億円）（2017年）まで増加した（図表６）。積立金投資の基本原則は，資産の保護を第一とした安全原則が貫かれ，固定金利などによる低リスク運用が行われている。アセットアロケーションは，財務省により定められ，2017年度の投資割合は，政府関連証券（MGS）40.5％，民間社債（CDS）11.0％，金融市場28.5％，国内株式17.6％，不動産等2.4％となっている（図表７）。なお，2016年より不動産投資を開始しており，全体の投資リターンは5.15％（2017年）となった。

７．制度の企画，運営体制

JPAの資産は，政府予算である「連邦統合資金（Federal Consolidated Fund）」に積み立てられ，財務省により予算管理が行われている。

EPFは，保険料の徴収，積立金の運用，積立金の支払いを行っており，マレーシア議会への報告義務を負う。所管官庁は財務省で，EPF理事会が設置され，運営方針の決定が行われる。EPF理事会は政労使の代表と国際金融や会計の専門家により構成されている。また，EPF理事会と同じレベルの位置付けとして，中央銀行と財務省の専門家による投資委員会が設置され，積立金の投資方針や投資戦略が決められる。EPF理事会は２カ月に１回開催されるが，投資委員会（Investment Panel）は市場の上下動にすばやく対応するために隔週で開催されている。EPFの投資戦略は常に適切なアセットクラスへのリスク分散を確実に行うことにあり，投資行動に対しては厳しい投資基準が適用され，全ての投資行動を行う前に，投資行動と意思決定について，マネジメント投資委員会，リスクマネジメント委員会，投資委員会リスク小委員会，投資委員会により内容が精査される。EPFの本部は首都クアラルンプールにあり，各州に67の支社（Branch office）がある。

SOCSOは，保険料の徴収，積立金の運用・支払いを行っており，所管官庁は財務省である。投資戦略部門が置かれているが，投資方針は財務省の指針に基づいて行われている。SOCSOの本部は首都クアラルンプールにあり，各州に53の支社（Branch office）がある。

８．最近の議論や検討の動向，課題

マレーシアの社会保障制度は，公務部門は全額国庫負担により本人負担はなく，老齢保障（年金）と医療保障は終身である。一方，民間部門の老齢保障は事業主と従業員による保険料を財源とする積立基

（図表７）EPF（左，2018年）・SOCSO（右2017年）の資産構成割合

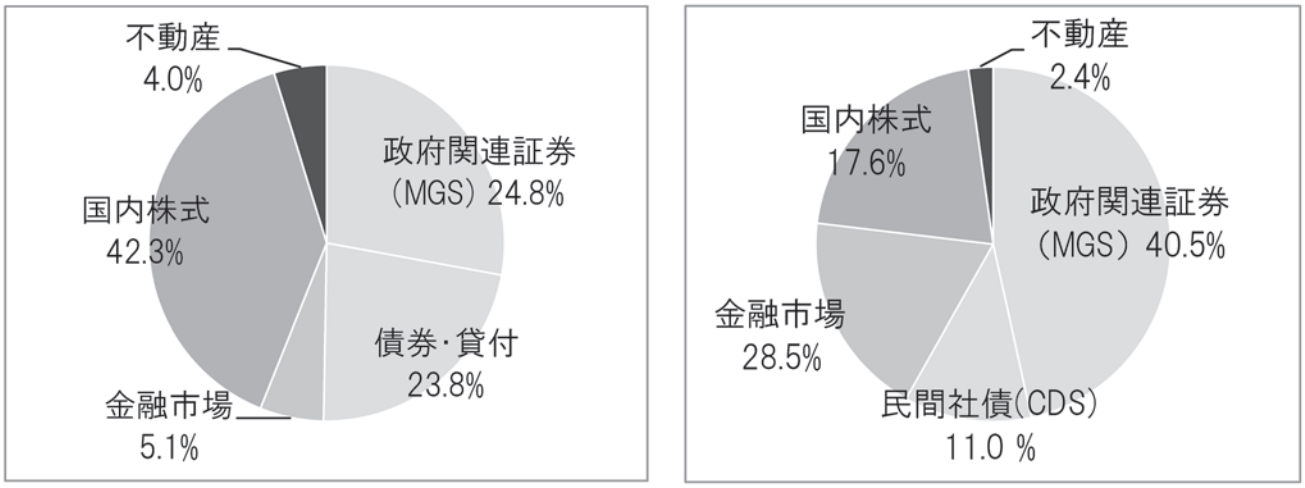

（出所）EPF「ANNUAL REPORT 2018」およびSOCSO「Annual Report 2017」より筆者作成

金で国庫負担はなく，公務部門と民間部門には大きな格差がある。マレーシアの平均寿命は男性73.2歳，女性77.6歳（WHO「World Health Statistics 2018（世界保健統計 2018）」）に延伸，人口は3,200万人（Malaysia統計局,2017）に増加，合計特殊出生率は2.02％（World Bank,2017年）に低下，高齢化率は6.67％（World Bank,2018年）に上昇している。さらに，経済社会総合研究所（ESRI）の推計によると，2050年には人口は3,995万人の1.25倍に増加し，同年には平均寿命が男女平均で79.6歳まで延伸，高齢化率も15.7％まで2.35倍に上昇する見込みである。一方，合計特殊出生率は1.85％まで減少する見込みで，今後，急激な少子高齢化が進展すると予想される。

そのため，JPAでは，将来的な財政上の懸念から，本人拠出を含めた積立方式の調査研究を始めたとのことであったが，今すぐに現行制度が変更されることはないと思われる。仮に将来的に本人拠出が行われたとしても，医療保障，労働災害保障，遺族保障については，本人拠出分だけで現在の保障水準を維持することは困難であり，引き続き政府負担が必要であろうとの考えを示した。

SOCSOでも，同じように今後の人口増加に伴い，就業人口が増え，労働災害や障害年金，遺族年金の給付が増加する懸念から，資産と負債のバランスがどのように変化していくのかを調査したうえで，今後の対応方針を考えていく必要があるとの考えを示した。1971年の制度設立以来，保険料率が変更されておらず，今後は保険料率の引き上げも検討せざるを得ないだろうとの見方である。

EPFの加入者は民間労働者の53％程度（2018年）であり，老後保障がない民間労働者が半数程度存在する。また，EPFに加入していても，ほとんどの人が退職時に一括で受け取り，短期間に使用してしまうことが問題となっている。そのため，政府は社会福祉政策として，所得がない高齢者に対して高齢者手当の支給を実施しており，60歳以上で生計を得る手段がなく，介護する家族を欠く者に対して，月額300リンギ（約7,380円）を支給しているが，十分な水準とは言えない状況である。

そのため，政府は世界銀行の「Multi-pillar Pension Framework」に基づき，「基本的社会保障（Pillar Zero Service）」政策として，2007年から「基礎貯蓄計画（Basic Saving Plan）」を進め，55歳までに12万リンギ（約295万円）を貯蓄するよう国民に推奨し，退職後毎月700リンギ（約17,720円）を平均寿命まで生活費として使用できるように，個人資産の積立策を推進しようとしている。

現在，EPFやSOCSOに加入していない企業が約15～20％あると想定されており，政府は2007年１月に導入した「国家事業登録システム（Malaysia Corporate Identity：My CoID）」を利用して，加入と保険料徴収の促進を図っている。「My CoID」は，マレーシア国内で起業をする際に，国家事業認可システム（BLESS）を通じて必要な登録申請手続きが一度で行えるように簡素化したものであり，マレーシア国内で会社登記を行うと，マレーシア企業委員会（SSM）に登録され，「My CoID」で付された企業番号（６桁＋CD１桁＝７桁番号）が，IRB（内国歳入庁），LHDN（内国歳入委員会），HRDF（人的資源省），EPF，SOCSO等の関係省庁に登記情報と共に自動的に送付される。しかし，「My CoID」が適用されているのは，マレーシア企業委員会（SSM）の登録権限がある西マレーシアのみで，東マレーシアのサバ州，サラワク州には適用されておらず，十分に機能しているとは言えず，未適用州への適用範囲の拡大が緊急の課題となっている。

９．私的年金制度の現状

2007年に「資本市場サービス法」（Capital Markets and Service Act 2007）が制定され，マレーシア証券委員会（The Securities Commission Malaysia）の下で，EPFを補完し証券市場の発展と個人の自助努力による老後資金の貯蓄を目的として「民間退職年金スキーム」（以下，PRS：Private Retirement Scheme）が，2012年12月に創設された。これは，18歳以上の全てのマレーシア国民および外国人労働者が任意で加入できる確定拠出型の個人退職勘定制度で，事業主または個人が政府証券局に認可されたPRSプロバイダーである民間金融機関と契約して口座を開設し，「民間年金管理機構」（以下，PPA：Private Pension Administrator）に登録する。PPAはPRSに関する情報を一元的に管理する機関で，PRSに関する登録情報や取引記録を管理し，プロバ

イダーの運営状況をモニタリングする。PRSへの管理手数料は低くなるように指導され，PPAでの口座管理費は無料である。

PRSは，個人が任意で加入する他，事業主が従業員の福利厚生としても利用でき，事業主がPRSプロバイダーと契約を締結して事業主が拠出することや，事業主と従業員が合わせて拠出することもできる。拠出はいつでも自由に拠出が可能で，本人拠出については年間3,000リンギまで所得控除の対象となり，運用益も非課税となる。事業主が拠出した場合は，税控除対象給与総額の19％まで損金算入が認められる。

PRSプロバイダーは，株式，債券，預金，投資信託，不動産などのリスク・リターン特性の異なる複数のタイプの投資商品を用意し，加入者はその中から自分で自由に投資商品を選択して運用し，投資商品のスイッチングはいつでも可能。なお，自ら商品選択をしなかった場合には，年齢に応じたデフォルトファンドで運用される。デフォルトファンドには，年齢に応じて自動的にリスク許容度を変化させる「グライド・パス（Gride Path）」機能がある。また，自ら運用商品を選択する場合，複数のプロバイダーで運用することも可能で，プロバイダー間での資産の移換もできる。

個人口座は２つに分かれ拠出金の70％がA口座（sub-account A）に拠出され，55歳に達するか完全障害者になった場合または海外に移住した場合以外は引き出せない。残りの30％はB口座（sub-account B）に拠出され，年１回引き出すことができるが，中途引き出しの際は８％のペナルティ課税がなされる。なお，B口座からの引き出しについて，医療費（本人および家族）および自らの住宅の購入の場合には８％のペナルティ課税は免除される（図表８）。55歳以降は，非課税で一括または分割での受け取りができ，加入者が死亡した場合には，遺族に対して積立金が支払われる。

現在，認可されているPRSプロバイダーは全部で８社あり，国内系は，Affin Hwangアセット・マネージメント，AMファンド・マネジメント，Kenangaインベスター，パブリック・ミューチュアル，RHBアセット・マネージメントの５社で，外資系は，AIAペンション＆アセット・マネージメント（香港），マニュライフ・インベストメント・マネージメント（カナダ），プリンシパル・アセット・マネージメント（米国）の３社である（図表９）。マレーシアは，外国資本100％でも会社設立が認められている。

マレーシア証券委員会へのヒアリングによると，PRSは，公務部門と比較して老後所得保障機能が十分でない民間部門の労働者と自営業者の年金制度を充実させると共に，マレーシアの証券市場を発展させようとする意図が含まれているとのことである。

（図表８）PRSの積立金口座管理方法

種類	目的・使用用途	引き出し要件
A口座	老齢保障を目的，拠出金の70％を積み立て	55歳以降，海外移住時引き出し可
B口座	拠出金の30％を積み立て	年１回引き出し可（但し８％課税）

（出所）筆者作成

（図表９）PRSのプロバイダー８社（2020年）

PRSプロバイダー会社名		投資商品数
国内系	Affin Hwang Asset Management Berhad	5
	Am Funds Management Berhad	9
	Kenanga Investors Berhad	7
	Public Mutual Berhad	9
	RHB Asset Management Sdn. Bhd.	5
外資系	AIA Pension and Asset Management Sdn. Bhd.	4
	Manulife Investment Management（M）Berhad	8
	Principal Asset Management Berhad（In alliance with CIMB）	10
	（合計）	57

（注）Berhad（Bhd）とは，マレーシアにおける株式公開会社，Sdn Berhadとは株式非公開会社を意味する
（出所）PRS Providers（http://www.ppa.my/prs-providers/）より筆者作成

マレーシア経済は現在順調に拡大しており，日本貿易振興機構（JETRO）によると，2019年の実質GDP成長率は4.3%，１人当たりGDPは11,198USドル（約120万円）に達した。輸出産業が好調で，従来の輸出品であった錫（すず）やゴム，パーム油から，現在では機械類の輸出が大半を占めるようになり，貿易黒字が継続している。

1981年７月～2003年10月までの22年間にわたり大統領を６期務めたマハティール・モハマド元第４代首相は，日本の経済成長を見習おうというルックイースト政策をはじめ、重工業化政策を進め，強力なリーダーシップにより，マレーシアの国力を飛躍的に増大させた。その後，ナジブ・ラザク元第６代首相は，2015年５月21日，2016～2020年における政策の根幹となる「第11次マレーシアプラン」を国会に提出した。これは，経済成長からインフラ・環境整備の他，平等社会の促進と社会福祉の向上を図り，社会保障制度の一層の充実を目指すものであった。「2050年国家改革」に向け，2018年予算案において前年比7.5%増の2,803億リンギ（約６兆8,954億円）を計上し，経済，社会福祉，インフラ整備など幅広い政策を盛り込んだ。しかし，ナジブ・ラザク元第６代首相の政府系投資ファンド「１MDB」の資金流用疑惑が発生し，マハティール・モハマド元第４代首相が率いるPH（Pakatan Harapan）など野党連合が，2018年５月９日の第14回連邦議会下院総選挙（定数222議席）で過半数を獲得し，当時92歳のマハティール・モハマド前首相が15年ぶりに第７代首相に再び就任した。マレーシアでは，1957年にマラヤ政権の独立以来，60年間にわたりマレー国民組織（UMNO：United Malays National Organization）が与党第一党として政権を握ってきたが，マレーシア史上初めてとなる政権交代となった。

マハティール・モハマド前第７代首相は，2015年の消費税導入後，物価上昇に苦しむ中低所得層を中心に支持を拡大したものであり，マレーシアの消費税（GST：Goods & Service Tax）の廃止（2018年６月１日に６%から０%に変更）と，代わって生活必需品への課税を除外した売上税（５%または10%）とサービス税（６%）（SST：Sales and Service tax）を復活させた。しかし，2020年２月に連立与党内はマハティール続投を求める勢力とアンワル元副首相への早期交代を求める勢力の対立が激しくなり，マハティール・モハマド前第７代首相は混乱の責任を取る形で２月24日，アブドゥラ国王に辞表を提出した。その後，ムヒディン・ヤシン元副首相が，2020年３月に第８代首相に就任した。

GDP拡大や貿易黒字など経済状況が好調な一方，国連の推計（World Population Prospects（2015.7））によると，マレーシアでは今後，高齢化率が現在の5.9%（2015年）から2050年には16.8%まで急速に上昇していく見通しである。このような状況下，民間部門労働者や自営業者等などの老後所得保障が十分でない人々を対象とする社会保障制度の充実が必要とされている。そして，公的年金を補完する社会保障政策のひとつとしてPRSの拡充が期待されており，今後，その動向が注目される。本稿における意見等については，筆者の個人的見解であり所属する組織のものではありません。

主な参考文献

＊稲垣博史（2018）「マレーシアの歴史的政権交代」（https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as180514.pdf,2020.5.18）

＊厚生労働省（2018）「2018年海外情勢報告　第２節マレーシア（Malaysia）」（http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/15/dl/t５-04.pdf,2020.5.18）

＊公益財団法人国際労働財団（2016）「マレーシアの基本情報」（http://www.jilaf.or.jp/country/asia_information/AsiaInfos/view/29,2020.5.18）

＊国際機関日本アセアンセンター（東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター）「マレーシア投資情報第５章人的資源」（http://www.asean.or.jp/ja/asean/know/country/malaysia/invest/guide/5.html,2020.5.18）

＊菅谷和宏・川名剛（2012）「マレーシア及びインドネシアの年金に関する現地調査報告」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構

＊菅谷広宣（2010）「マレーシアの老齢所得保障制度」『年金と経済』Vol.28 №4, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構

＊菅谷広宣（2009）「マレーシアに社会保障制度は存在するのか」『賃金と社会保障』No.1496（2009.8下旬号）.

＊独立行政法人労働政策研究・研修機構（2018）「海外労働情報国別基礎情報マレーシア」（http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/malaysia/2013/mys-5.htm,2020.5.18）

＊独立行政法人労働政策研究・研修機構（2017）「データブック国際労働比較2017
（https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2017/documents/Databook2017.pdf,2020.5.18）
＊独立行政法人労働政策研究・研修機構（2013）「マレーシア基礎情報（2013）」
（http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/malaysia/2013/ML_20130913.pdf,2020.5.18）
＊内閣府経済社会総合研究所（Economic and Social Research Institute : ESRI）（2004）「統計資料」
（http://www.esri.go.jp/jp/tie/ea/ea 7 b.pdf,2020.5.18）
＊日本貿易振興機構（JETRO）「基礎的経済指標 2017）」
（https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/basic_01.html,2020.5.18）
＊日本貿易振興機構（JETRO）（2014）「マレーシアにおける医療・社会福祉サービスに関する調査報告書」2014年１月
（https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001563/07001563_report.pdf,2020.5.18）
＊日本商工会議所（JCCI）（2018）「マレーシア海外事情レポート」
（https://www.jcci.or.jp/news/trend-box/2018/0710104042.html,2018.8.22）
＊Willis Towers Watson（2013）「グローバル年金ニュース」2020.5.18
（https://www.towerswatson.com/ja-JP/Insights/Newsletters/Global/global-news-briefs/2013/jp-Malaysia-Private-Retirement-Scheme,2020.5.18）
＊JPA（2020）（http://www.jpa.gov.my/,2020.5.18）
＊JPA（2020）（http://www.jpapencen.gov.my/english/mainpage.asp,2020.5.18）
＊JPA Post Service Division Public Service Department Malaysia（2012）
「OVERVIEW OF PENSIONS POLICY IN MALAYSIA」
＊EPF（2018）「Annual Report 2018」
（https://www.kwsp.gov.my/about-epf/news-highlights/publications/,2020.5.18）
＊Nurhisham Hussein（2020）「The Malaysian Pension System」
（http://www.nomurafoundation.or.jp/en/wordpress/wp-content/uploads/2019/03/NJACM３-２SP19-04.pdf,2020.5.18）
＊PERKESO（SOCSO）（2017）「Annual Report 2017」
（https://www.perkeso.gov.my/index.php/en/report/annual-report,2020.5.18）
＊PPA HP（2020）
（http://www.ppa.my/prs,2020.5.18）
＊PRS（2016）「Annual Report 2016」
（http://www.ppa.my/prs/about-prs/overview/,2020.5.18）
＊SSM（2016）「My CoID」
（http://www.ssm-mycoid.com.my/web２/index.jsp,2020.5.18）